

『銀雀山漢墓竹簡〔貳〕』と『銀雀山漢簡釋文』の相違

石井真美子

『立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要』第四號（二〇一〇年三月）で發表した研究ノートで、『銀雀山漢簡釋文』に収録されている未分類の殘簡とその整理にかかる問題點について指摘したが、それとほぼ同時期の二〇一〇年初春、二十五年ぶりに待望の『銀雀山漢墓竹簡〔貳〕』が出版された。これはほぼ豫告無しで、まさに青天の霹靂であり大變喜ばしい事件であった。そこで今回は「〔貳〕」と『銀雀山漢簡釋文』の内容の相違について檢證しその概要を述べていこうと思う。

一、銀雀山漢墓竹簡について

改めて銀雀山漢簡について概要を述べておくと、一九七二年、山東省臨沂縣（現在の臨沂市）銀雀山一號墓から發掘された竹簡である。發掘された二つの墓は前漢前期のもので、一號墓から約四千九百四十二枚の竹簡が、二號墓からは「漢武帝元光元年曆譜」三十二枚の竹簡が發見されたとい¹⁾う。この竹簡は整理され一九七五年に一度發表、のち一九八五年に修訂版の大型本『銀雀山漢墓竹簡〔壹〕』

（文物出版社）が出版された（以下「〔壹〕」）。同書は『孫子兵法』（佚篇を含む）『孫臏兵法』『尉繚子』『晏子』『六韜』『守法守令等十三篇』の圖版・摹本及び釋文を掲載したものである。「前言」によれば殘りの竹簡については「〔貳〕」「〔參〕」で發表する豫定とあり、今回出版された「〔貳〕」は當初から計畫されていたものであった。しかし「〔壹〕」と同じく八五年に出版された『銀雀山漢簡釋文』を最後に、長い間續刊の出版は實現していなかった。

『銀雀山漢簡釋文』（吳九龍、文物出版社、以下「釋文」）は整理していない形ですべての竹簡の釋文のみ（校點なし）を掲載したものである。「〔壹〕」で公開されたもの以外の竹簡本についても判斷が可能なのは分類して各簡末に分類名を附し、卷末に分類表を載す。その他、篇題を記した木牘、銀雀山二號墓から出土した簡（曆）の釋文を収録している。いずれも圖版は無く、簡の形の確認はできない。

二、『銀雀山漢墓竹簡〔貳〕』

「〔壹〕」の續刊として、二〇一〇年一月付で出版された。「〔壹〕」の「前

言」の通り全三冊の二冊目である。内容は「壹」に収録されたもの以外の佚書全七十五篇の圖版・釋文・一部の摹本を収める。分類及び各篇の名はほぼ「釋文」のものと同様でない。

以下に各篇題と内容の概要を挙げる(□は内容により補われた題、*をつけた篇は摹本があるもの)。

「論政論兵之類」五十篇

- 1 將敗 2 「將失」 3 兵之恆失 4 王道 5 五議*
- 6 效賢* 7 爲國之過 8 務過 9 觀庫 10 持盈……
- 11 分士 12 三亂三危 13 地典 14 客主人分 15 善者
- 16 五名五共 「釋文」では「五名五恭」 17 起師 18 奇正
- 19 將義 20 觀法 21 程兵* 22 「將德」 23 「將過」
- 24 「曲將之法」 25 「雄牝城」 26 「五度九奪」 27 「積疏」
- 28 「選卒」* 29 有國務過 30 十官 31 患之…… 32 六舉
- 33 四伐 34 亡地 35 五議 「釋文」では「議」 36 「君臣問答」
- ①堯與善卷、許由②舜與牟成③禹④湯與務光、伊尹⑤文王與太公
- ⑥成王與周公旦⑦齊桓公與管子⑧秦穆公與百里奚⑨晉文公與郭偃
- ⑩楚莊王與孫叔敖⑪魏襄王與杜子
- 37 「郭偃論士」* 38 「民之情」 39 「有國之效」 40 「有主以爲任者」
- 41 「自危自忘」 42 「國法之荒」 43 「聽有五患」 44 「德在民利」
- 45 十陣 46 十問 47 略甲 48 萬乘* 49 「富國」
- 50 「三算」*

「貳」の「編輯說明」によれば、1〜12までは木牘に篇題が記され、

他は字が比較的整っている13〜44、くずし気味の45〜50の二つの傾向のグループに分けられるという。各グループのうちで論兵の篇を前に、論政の篇を後ろに配している。23「將過」は「六韜」論將篇に、36「君臣問答」⑤文王與太公の一部は「六韜」明傳篇に符合するが、字體と簡の繋ぎ方が異なるため「壹」の「六韜」には入れなかったと述べている。また44「德在民利」は『周書』王佩篇と似ており、『尉繚子』「六韜」にも同様の句がありそれらの関係を指摘している。

「陰陽時令占候之類」十二篇

- 1 曹氏陰陽* 2 陰陽散* 3 禁* 4 「三十時」* 5 「迎四時」
 - 6 「四時令」* 7 「五令」* 8 「不時之應」*
 - 9 「爲政不善之應」* 10 「人君不善之應」*
 - 11 天地八風五行客主五音之居* 12 「占書」*
- これらは大體陰陽・時令・占候の順に配されている。うち1「曹氏陰陽」4「三十時」11「天地八風五行客主五音之居」12「占書」および「論政論兵之類」の36「君臣問答」は文字數の多さから獨立した書の可能性があるとされている。また、いくつかの篇に『淮南子』・『尚書大傳』・『天鏡』の佚文などと似た文章が見られるという。

「其他之類」十三篇

- 1 唐勒 2 「定心固氣」 3 「相狗方」 4 「作醬法」*
- 5 「算書」* 6 選…… 7 許則……* 8 清禾
- 9 國□□□□ 10 □忌* 11 能……* 12 官……* 13 傳言*

これらは「論政論兵之類」「陰陽時令占候之類」に含めることができな
きないその他の篇である。1「唐勒」は恐らく宋玉の佚賦であろう
とし、『淮南子』覽冥に似た文があることを指摘している。6「選
……」以下は篇題の簡のみである。

さて、この「貳」の出版により、『紀要』前號の拙文で述べた『釋文』
の問題點が「貳」の圖版によって一部解決された。一つ目は、重複の
問題である。圖版を見ると『釋文』では縦に割れた斷片にそれぞれ別
の番號を付けて収録しているため重複が多くなっているように見える
ことが判明した。あるいは重複ではなく、割れた結果同じ文句になっ
ている別の簡である場合もあった。二つ目は分類の問題であるが、注
釋に何故このように分類したのか、體裁や書體などの根拠が附されて
いる。また篇題上を黒く塗り潰してあるものなど圖版で判斷すること
もできる。やはり圖版の有無は重要であり、その意味でも「貳」の出
版意義は大きい。但し、圖版が一部不鮮明であることと、摹本が一部
のみであることは惜しまれる。篇題を記した木牘も収録されていな
い。「參」に残簡すべてと篇題を記した木牘・曆譜などを収録豫定と
あるが、「參」出版の豫定についての情報は現在のところ無い。

この「貳」が出版されるという情報を得、筆者は當然ながら二十五
年間という長い時間をかけ研究され新たに分類された成果が見られ
ると期待した。しかし、裘錫圭・李家浩兩氏による「後記」（日付は
二〇〇九年十一月）によれば原稿は一九八一年のものだという。以下、
「後記」の一部を抜粹する（譯は筆者による）。

『銀雀山漢墓竹簡』第二輯の原稿は早くも一九八一年に既に

出來上がっていたが、諸事情によりずっと出版できなかった。
二〇〇一年以來、舊中國文物研究所と文物出版社の支持のもと、
關係人員の努力を経て、本書はついに近々出版にこぎつけること
となった。……（中略）……一九八五年に銀雀山漢墓竹簡の釋文
は始めにつけられた番號の順にすべてが發表され、それには簡ご
とにその末尾に整理後の篇名の略稱が付されている。何名かの學
者はこの釋文に基づき研究を行い、多くの優れた見解を出した。
これらの優れた見解のうち、いくつかは本書で既に述べられてい
たことであり、いくつかは本書の不足を補えるものである。歴史
を尊重するために、本書の竹簡の配列・釋文・注釋は元の原稿の
まま（注釋中の個々の文字の技術的な校改を除く）とした。特
に此處に剽竊したものではないことを説明しておく。……（中略）
……^②

一方、『釋文』の「後記」には以下のように書かれている。

（略）……本書の出版目的は連結作業及び注釋を經ていない釋
文を提供し、多くの讀者と研究者にその豊富な内容を知ってもら
い、銀雀山漢墓竹簡の研究作業を促進させることである。……（中略）
……筆者のレベルでは限界があり、また釋文と原簡を照らし合わ
せて校正する機会も無いので不足と錯誤があるだろうが、ご批評
いただきたい。^③

これらに據れば、「貳」は八一年に原稿が完成し、『釋文』の後記の
日付は八三年ということから、『釋文』の内容の方が後に出來たもの
と推測される。しかし、結論から先に述べてしまうと『釋文』は「貳」

の前の段階のものか、あるいは「〔貳〕」とは別の方針で書寫・分類されたものではないかと思われる。その根拠は『釋文』と「〔貳〕」の相違である。以下、それについて述べていきたい。

三、「〔貳〕」と『釋文』の相違

ここで先に簡番號について述べておく。『釋文』に記載されている簡番號は出土したときの整理番號で、一斷片につき一番號を付す。一方、「〔貳〕」は竹簡一枚ごと一番號、一枚が複数の斷片になっている場合は同じ簡番號で a・b・c… を付す。番號は「〔壹〕」の續きとなっている。この二つの番號の對照については、「〔參〕」に記載される豫定である、「出土時の整理番號（『釋文』の番號）と簡番號（「〔壹〕」「〔貳〕」など大型本の番號）の對照表」を見れば一目瞭然となるのだが、上述のように「〔參〕」がいつ出版されるのかその情報は入っていない。筆者は獨自に入力した『釋文』記載の未分類の殘簡を含む竹簡本のデータ（「〔壹〕」に收録されたものを除く）と「〔貳〕」との照合を試みた。それによって判明した相違を以下に挙げる。

但し、前掲のように『釋文』は活字の釋文のみであるため、照合にあたっては、釋文が一致しないものでも近い文ということで獨斷によって番號を當てはめたものもあり、必ずしも正確ではない可能性があることを述べておく。

なお、以下に挙げる釋文の一段目の番號は『釋文』の整理番號、二段目に番號がある場合は「〔貳〕」の簡番號を示す。釋文前後の「……」はそれが簡の端ではなく途中であること、「〔一〕」は竹簡に記載されて

いる重文記號である。釋文は『釋文』のものを載せた。

分類の相違

『釋文』中、「論政論兵之類」・「陰陽時令占候之類」・「其他之類」に屬するとされるものは千四百五十一枚であった。その中で、明らかに誤植と思われる分類間違い【ア】が以下の五枚。左に誤植とした理由を付す。

0279 聽然而聽有五患其二在內其三在外曰內之二患何也曰中心不虛
耳目…… (誤) 陰 43 ↓ (正) 論 43

※「陰陽時令占候之類」は十二篇までしか存在しない。
0918 之敬也叔(吊)死問傷食饑餓與…… (誤) 陰 22 ↓ (正) 論 22

※同右。

1678 ・文王問大(太)公曰何謂止道起道大……

(誤) 論 36 ④ ↓ (正) 論 36 ⑤
※文中の「文王」「太公」の問答は論 36 ④ではなく⑤である。

2697 …… 簡(敵)國之謀疑臣主之祭(際) □…… (誤) 陰 50 ↓ (正) 論 50

※「陰陽時令占候之類」は十二篇までしか存在しない。
4171 …… 杜子曰 七百……

(誤) 論 36 ⑦ ↓ (正) 論 36 ⑪
※文中の「杜子」の問答は論 36 ⑦ではなく⑪である。
「〔貳〕」に記載が無いもの【イ】が以下の八枚。

- 3503 ……□□六…… (『釋文』では他4)
 - 3005 ……君麗義民…… (『釋文』では他1)
 - 4233 ……□奔脊…… (『釋文』では他1)
 - 4404 ……爲□地□…… (『釋文』では論13)
 - 1428 兵曰主人逆客於竟(境)□…… (『釋文』では論14)
 - 0978 ……里舉孝而實不在君…… (『釋文』では論32)
 - 4291 ……卒之道…… (『釋文』では論47)
 - 2535 ……能以士之所長用之則…… (『釋文』では論7)
- これらについて「貳」では言及しておらず、理由は不明である。
 ア・イとは別に「貳」で分類が異なるもの【ウ】が以下の三十一枚。
 ○内は『釋文』の分類↓「貳」の分類を示す。
- 1620 1487・四日以^二國^二域^二合於自危^二國 (論4↓論41)
 - 1807 1243b ……國之急者務進能委訟之臣□…… (論7↓論29)
 - 1789 1241a ……不務知亂國務行□□□於民務過之…… (論8↓論29)
 - 2606 1245a ……□不勝民務□之…… (論8↓論29)
 - 2877 1249a ……效也何…… (論8↓論29)
 - 2892 1251 ……何以效之…… (論8↓論29)
 - 2919 1250 ……效也□…… (論8↓論29)
 - 3011 1241b ……之九效也…… (論8↓論29)
 - 3070 1239b ……以效之效曰…… (論8↓論29)
 - 4109 1256 ……□曰能…… (論8↓論29)
 - 4182 1249b ……以效之效曰…… (論8↓論29)
- 4236 1248 ……功勞務…… (論8↓論29)
 - 4260 1241c ……何以效…… (論8↓論29)
 - 4342 1252 ……□以效…… (論8↓論29)
 - 4505 1240a ……之八效也…… (論8↓論29)
 - 1762 1100 ……特上之心不固而 (論11↓論12)
 - 2120 1094a 何以也伊尹曰志小論…… (論36④↓論11)
 - 4773 1096 ……伊^二曰…… (論36④↓論11)
 - 3928 1243a ……務知有國…… (論36④↓論29)
 - 1818 1244 ……伊曰委者反因上者也訟者 (論36④↓論29)
 - 0635 1068b ……遠也而驕其士曰士非我无道□…… (論36⑩↓論7)
 - 1958 1412b ……□其憂者之爲□…… (論37↓論36⑨)
 - 2124 1413 ……□郭偃曰以亂弱國 (論37↓論36⑨)
 - 2680 1414 ……□□何如郭 (論37↓論36⑨)
 - 3447 1412a ……郭偃曰不憂…… (論37↓論36⑨)
 - 3526 1416 ……郭偃…… (論37↓論36⑨)
 - 4347 1411 ……問郭…… (論37↓論36⑨)
 - 0006 1150 耳兵利甲堅者勝乎則勝易矧(知)矣故富求居安也貧求居危也衆求居勝也…… (論47↓論14)
 - 0884 1780 ……必有廢法社禘(稷)不盡二日奏大呂…… (陰1↓陰4)
 - 2414 1898c ……□什爲伍脩(修)封四疆(疆)…… (陰4↓陰6)

- 4173 2017 ……寇先應○南方以木…… (陰4↓陰11)
- これを見ると分類が異なるものの大多数が「論政論兵之類」に屬するものであることが分かる。特に内容の近似からか、8「務過」と29「有國務過」の差異が多く見られる。「務過」の註釋〔貳〕一四四頁によると、どちらも篇題を記した簡が見つかっているが「務過」の字の方が「有國務過」よりも大きく、内容の簡もそれに近いものを選んだという。36「君臣問答」⑨晉文公與郭偃と37「郭偃論士」についても、「郭偃論士」の註釋〔貳〕一八一頁に、字體と辭の違いから分けたとある。
- さらに『釋文』で未分類だった所謂殘簡千八百九十九枚の中で、前號の拙文でも述べたが誤植で分類が抜けていると思われるもの【エ】が二枚。いずれも【壹】に収録されている『孫子兵法』のものである。また、【貳】で分類されたもの【オ】は以下の四十三枚。○内は【貳】での分類を示す。後ろに「？」をつけたものは文字数が少なく類似した断片があるため確定し難いが、可能性が高いものである。
- | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| 1796 1041 ……□有國者之所以觀…… (論5) | 4845 1127 ……爲□…… (論13) |
| 2308 1038 ……□治也□知□□可□…… (論5) | 4240 1108b ……夫有十 (論13) |
| 0492 1048b ……國風而欲徒以名數闡伍刑罰牧之故其民 (論7) | 4339 1135 ……地物母…… (論13) |
| 1025 1058c ……民之執易姦也不可以應大事 (論7) | 2652 1110 ……□者相勝有時一日□…… (論13) |
| 1027 1059b ……重利 (論7) | 2651 1140 加之四方皆服 (論13) |
| 1057 1047b ……而國利所在失宜故其士无以□…… (論7) | 2294 1130 ……□篷母居宿死母 (論13) |
| 1071 1073b ……□夫君萬民而以貌(皐)畜之故其…… (論7) | 4844 1097 ……三…… (論12) |
| 1298 1069b ……上下不合國德无 (論7) | 4250 1093 ……□士而不…… (論11) |
| | 3770 1090a ……務持…… (論10) |
| | 1467 1090b ……盈不務持盈備(敵)司利兵不…… (論10) |
| | 1099 1082c ……萬民先者 (論8) |
| | 2485 1081b ……□萬民先者 (論8) |
| | 3345 1054 重利 (論7) |
| | 2437 1049 ……數□五行姦辟吏…… (論7) |
| | 2415 1048a ……欲民之易牧也不□…… (論7) |
| | 2011 1076 □□□而務察奪不…… (論7) |
| | 3660 1326b ……之道也 (論36)④ |

4939 1357a ……□□□□□□□□國之大失□…… (論36)⑤

4667 1377a ……桓公問管…… (論36)⑦

4070 1489 ……曰失…… (論41)

4040 1520a ……德在民□…… (論44)

4852 1524 ……福在…… (論44)

0609 1705a 國臺廟將有焚者君大堵亥焉定秋下霜…… (陰3)

4322 1873 ……不□以冠…… (陰4)

3630 1878 ……不可□…… (陰4) ?

4065 1879 ……不□不可…… (陰4) ?

4423 1985c ……乃□…… (陰11) ?

4012 2058 ……□□□□之…… (陰11)

3616 2052 ……將軍…… (陰11)

これらの中には誤植で分類が抜けていたものもあると思われる。特に4667は前號の拙文でも指摘した。

さらに、『カ』〔貳〕に記載されているが『釋文』に該當するものがないもの(不確定のものも含む)が百四枚あった。これらの一部は短い斷片で圖版を見ても文字の判斷が難しく、一部は『釋文』で「縦に割れていて字が不鮮明」「字迹が不鮮明」とされている未分類の殘簡であろうと思われる。しかし中には圖版で文字が明確なものや、篇題を記したものもあり、あるいは『釋文』の記載漏れという可能性も考えられる。

これらを総合すると、『釋文』と『貳』で分類の異なるもの〔イ〕【ウ】【オ】【カ】が約百八十六枚もあることになる。

釋文の相違

ではどうしてこのような差が生まれてしまうのか。照合作業を行ううちに気がついたひとつの原因は、『釋文』と『貳』の釋文に差異が存在する点である。勿論、『釋文』が斷片的な簡ごとの記録であるのに比べ、『貳』は整理した状態で読んでいるため多少不鮮明な文字でも前後の文意から推している部分はある。

例えば、『前項【オ】に舉げた』4939「……□□□□□□□□國之大失□……」は『貳』では「文王問大(太)公曰:『顛(願)聞有國之大失。』大(太)公……」⁽⁵⁾としており、『釋文』では不明としている文字を讀んでいる。圖版を確認すると「國之大失」以外の字は不鮮明でほぼ判別不可能な状態であるが、注釋によれば(『貳』一七六頁)この部分は『群書治要』卷三に収録する『六韜』文韜の文に似ているため、その文に従い讀んだという。「貳』ではこのような例がよく見られる。

ところが逆に、『釋文』で讀んでいるのに『貳』では不明とされている文字、または異なる字に讀んでいる例も少ないが存在する。以下にいくつか挙げる(傍点をつけた字)。

釋 0817 ……木□□木伐清除(途)道焚渚澤撤……

貳 1172a ……木□、□木伐、清除(途)道、焚□澤、斃(撤)……

釋 2164 其期犯禁不許將……

貳 1207 其期、犯禁不□、將……

釋 0158 ……與襄長習弗如母當其所長五度暨明兵乃衡行故兵

貳 1222 ……與□長。習弗如、毋當其所長。五度暨(既)明、兵乃衡(横)行。故兵

釋 2309 ……□有王行四伐

貳 1282 ……□有五行四伐

釋 1831 ……君不仁、爲大湯曰願聞治

貳 1346 ……君不□爲大。」湯曰：願(願)聞治

釋 0711 ……□驕、者失之恆、公曰願聞下賢……

貳 1379 ……□者失之。」桓公曰：願(願)聞下賢……

これらは勿論誤植の可能性もあるが、『釋文』と『貳』の編纂の上で、文字の判讀に意見の相違があった可能性も考えられる。

以上の點から考えると、『釋文』の内容は「貳」より以前のものか、あるいは同時期か以後のもので「貳」の解釋とは別に書かれたものと推測される。

四、〔壹〕と『釋文』の相違

では假に『釋文』の内容が「貳」より前のものだととして、「壹」とはどのようなだろうか。

筆者は當初銀雀山漢簡殘簡のみを扱うつもりであったので、「壹」と『釋文』についての檢證は行っていなかった。しかし今回「貳」との相違が多く見つかり、かつ前項の【カ】(「貳」にあるが『釋文』に該當する簡がないもの)も誤植で「壹」に分類されている可能性が出てきたため、「壹」との檢證も必要なのではと考えるようになった。

そこで、試みに「壹」収録の『孫子兵法』(佚篇含む)について檢證

も行ってみた。

『孫子兵法』十三篇⁶および佚篇四篇の斷片を「壹」の釋文と圖版を參考に斷片ごとに分けたところ、總數四百九十枚であった。それを『釋文』で『孫子兵法』のものと分類されている斷片と照合し、釋文を比較した。以下は『釋文』との檢證結果である。

- A 誤植と思われる分類抜け(上述の【エ])……二枚
- B 『孫子兵法』の別の篇に分類……三枚
- C 『釋文』にあつて「壹」に該當するものがない……三枚
- D 「壹」にあつて『釋文』に該當するものがない……百二枚(不確定のものも含む)

Dの大多數は「貳」の場合と同様、判別が難しい細かい斷片であり、あるいは『釋文』で異なる字で讀まれ未分類となっているものかもしれない。

また、「貳」との場合と同様に「壹」と『釋文』で釋文が異なるものもあり、特に氣になったものをいくつか挙げておく。

- 釋 1148 ……而不進者勞拳(倦)也鳥……
- 壹 99a ……而不進者、勞拳(倦)也。鳥□者、虛也。
- 釋 1323 ……□殺將此胃(謂)巧事是故正(政)與(舉)□……
- 壹 132 ……□□將、此胃(謂)巧事。是故正(政)與(舉)□
- 釋 4120 ……敵不知所守……
- 壹 56a 適(敵)不知□□……

1148と99aは圖版を見ると、割れていて文字が判別が難しい。そのため『釋文』では讀んでいないのだと推測できる。だが逆に4120

と56aの場合では『釋文』の方が、判別が難しい部分の字も読んでいる。そのうち他書についても検証を行ったところ、以下の結果が得られた。

『孫贖兵法』 A…無し B…三枚 C…四枚 D…十一枚

『尉繚子』 A…無し B…無し C…一枚 D…八枚

『晏子』 A…一枚 B…二枚 C…二枚 D…十四枚

Aに該当するのは釋2842→壹583a。

『六韜』 A…無し B…二枚 C…三枚 D…十二枚

他、釋1917(壹724)が『釋文』では『守法守令等十三篇』に

分類されていた。

『守法守令等十三篇』

A…無し B…無し C…四枚 D…十三枚

他、釋1327(壹768c)が『釋文』では『六韜』に分類されていた。

前述の【カ】(「貳」)にあるが『釋文』に該当する簡がないもの()については、一枚(釋1075→貳1306)のみ見つかった。これは『守法守令等十三篇』に分類されていたが、内容からするに明らかな誤植であらう。

以上から、「貳」の場合と同じく『釋文』と「壹」にも相違があることが言える。

五、おわりに

以上、「貳」「壹」と『釋文』の検証結果の概要を述べてきた。この検証結果により、両者には相違があり、資料として扱う場合には注意

を要するということがわかった。しかし「參」の發表が未定である以上、『釋文』は注意すべき點はあれども決してその資料的價値を失うものではない。

前掲の『釋文』後記には「釋文と原簡を照らし合わせて校正する機會も無い」という文があった。この文とこれまで述べてきた「壹」「貳」と『釋文』の相違を併せて考えるに、銀雀山漢簡の整理研究はある段階まで同時に進んでいたが、その後何らかの理由により「壹」「貳」のような大型本と『釋文』の研究という二つの方面に分かれて行われたのではないかと推測される。『釋文』はすべての斷片を収録したとあるが、上述の検証結果を見るとそうとは言い切れない可能性もある。「貳」に述べられている「諸事情」の詳細は分からないが、『釋文』の出版は「貳」の出版が延期されたためのやむを得ないもので、途中のものだと吳氏も述べているように元來は出版されるべきではない資料だったのかもしれない。

『孫子兵法發掘物語』(嶽南著、加藤優子譯、岩波書店、二〇〇六年)は銀雀山漢簡の發掘の様子とその後を追ったドキュメンタリーであるが、これには、銀雀山漢簡の實物は整理研究が済んだ後、一九七四年六月末には山東省博物館の専用倉庫に保管されたという記述がある。

「貳」に記載されている竹簡の圖版は白黒で最新の出土文獻の書籍と比べてもあまり鮮明な寫眞ではない。恐らく近年新しく撮影し直したのではなく、八一年當時かそれ以前のものであろう。「陰陽時令占候之類」の11「天地八風五行客主五音之居」に書かれているという朱色の線や圓が色つきで見られないのは非常に残念である。「貳」の出

版を機に今後實物が公開される、あるいは新たに寫眞が撮影されることを期待する。

この『孫子兵法發掘物語』の記述の通りであるとすれば、研究は既に完了しており、『釋文』の編纂者である吳九龍氏擔當だという〔參〕の原稿も既に出来上がっているはずということになる。〔參〕で整理番號と簡番號の對照表が發表された時には筆者の今回の檢證は徒勞のものとなるが、寧ろそれを願いたい。〔參〕が出版されすべての簡の圖版が公開されれば、より多くの銀雀山漢簡に關わる問題が解決されるであろう。

今回行ったそれぞれの篇ごとの檢證結果及び各篇の解釋については、また稿を改めて發表する予定である。さらに、〔參〕の出版を待ちつつ當初の目的である未分類の殘簡の整理分類も引き續き併せて行っていくたい。

注

(1) 山東省博物館・臨沂文物組「山東臨沂西漢墓發現《孫子兵法》和《孫臏兵法》等竹簡的簡法」(『文物』二二三號、一九七四年第二期)に拠る。

(2) 原文は以下の通り。

《銀雀山漢墓竹簡》第二輯の書稿、早在一九八一年就已定稿，由於種種原因，一直未能出版。二〇〇一年以來，在原中國文物研究所和文物出版社的支持下，通過有關人員的努力，本書終於能够在近期出版了。……(中略)……一九八五年，銀雀山漢墓竹簡釋文會按原始簡號順序全部發表，每簡釋文之下附有屬於整理後的篇名簡稱。有一些學者根據這樣的釋文進行研究，提出了許多好的見解。在這些好的見解中，有一些本書稿早已講過，有一些可補本書稿不足之處。爲了尊重歷史，本書的竹簡編排、竹簡釋文和註解，一仍其舊(註釋中個別字的技术性校改除外)。特此說明，以免有剽竊之嫌。

……(略)……

(3) 原文は以下の通り。

(略)……本书印行的目的，是提供一个未经缀联，注释的释文，使广大读者和研究者了解其丰富的内容，從而促进对银雀山汉简的研究工作。……(中略)……由于笔者水平有限，同时也沒有机会將释文再次原简核校，故不足之处和错误是难以避免的，敬請读者批评指正。

(4) 前號の拙文では千八百九十三枚としていたが、その後確認を重ねた結果抜けているのが見つかった。

(5) 〔貳〕では斷片ごとの釋文はないので、以下の〔貳〕の釋文は圖版を見て筆者が區切ったものである。

(6) なお、竹簡本では「地形篇」は木牘に篇題が見られるのみで、内容に屬する簡は見つかっていない。

(7) この書では『銀雀山漢墓竹簡』は〔壹〕〔貳〕の三冊とも出版され、研究成果の發表後に整理小組は解散した、となっている。